



## 《会計・税務の知識》子供はみんな平等～非嫡出子を巡る最高裁決定

最高裁判所において、平成25年9月4日付で、婚姻関係のない男女間の子（非嫡出子）の法定相続分を嫡出子の2分の1とする民法の規定が違憲であるという判断がなされました。

両親が法的な婚姻関係にあるか否かで差をつけることが、法の下での平等を掲げる日本国憲法に反するものとされました。これにより、嫡出子と非嫡出子の法定相続分を等しいものとする、民法の改正が検討されています。今回は、ニュースなどでも大きく取り上げられたこの最高裁決定に関して、お伝えします。

### 1. 最高裁決定の背景

婚外子の占める割合は年々増加傾向にあり、全出生数に占める割合は1995年の1.2%から、2011年には2.2%まで増えています（厚生労働省の人口動態統計より）。今回の最高裁決定は、結婚や家族の考え方に対する国民意識の多様化という現状を総合的に捉えたことによる判断であるとも考えられます。

### 2. 非嫡出子を巡る最高裁決定の内容

最高裁が違憲と判断したのは、非嫡出子の相続分を、嫡出子の半分とする、民法900条4号ただし書きの規定です。今回の最高裁決定によると、例えば、嫡出子1名、非嫡出子1名という場合、以下のように相続分が変わります。

＜従来＞

嫡出子 2/3、非嫡出子 1/3



＜最高裁決定に基づく場合＞

嫡出子 1/2、非嫡出子 1/2

平等

### 3. 相続税の計算への影響

相続税の計算は、まずは民法に規定する法定相続分に応じて相続人がそれぞれ遺産を取得したものとして相続税を計算し、その合計額を相続税の総額として算出します。その算出した相続税の総額を、各相続人が取得した財産の割合に応じて、それぞれが納付する相続税を計算します。

この計算の中で、非嫡出子の法定相続分が変わることになると、相続税の総額の計算にも影響が出てきます。相続税の総額は、個々のケースで異なります

が、次のように減額するケースも出てきます。

[前提]

相続人：嫡出子1名、非嫡出子1名

遺産総額－基礎控除額＝1億円

＜従来＞

法定相続分 嫡出子2/3、非嫡出子1/3

相続税の総額 約 1767万円

＜最高裁決定に基づく場合＞

法定相続分 嫡出子1/2、非嫡出子1/2

相続税の総額 約 1600万円

この場合は、相続税の総額が約167万円減額しています。

### 4. 今後の適用関係

そこで気になるのが、この決定の影響がいつから及ぶのかということです。最高裁は、本決定までの間に確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではないと解するのが相当であるとして、平成25年9月4日以前に申告等で確定しているものにまで、この決定の影響は与えないこととしています。

したがって、以下のように整理が出来ます。

(1) H25/9/4以前に相続税額が確定している場合

→従来通りに計算します（最高裁決定に基づいて計算すれば減額する場合でも、更正の請求の事由にはなりません。）

(2) H25/9/5以後に相続税額が確定している場合

①9/4以前に確定していた相続税額が異動する場合

→新たに確定すべき相続税の計算にあたっては、最高裁決定に基づき相続税額を計算します。

②9/5以後に新たに相続税が確定する場合

→最高裁決定に基づき相続税額を計算します。

### 5. まとめ

子供は親を選べないということを考えると、時代の変化に対応した決定であると思います。一方で、今回の決定を複雑な思いで受け止めた方が、少なからずいらっしやるということにも留意したいと考えます。

(担当：山田慶)